

札幌市再犯防止推進計画（案）に対する ご意見の概要と札幌市の考え方

札幌市再犯防止計画（案）について、より良い計画にするため、広く市民の皆さまにお知らせし、ご意見を募集しました。

1 実施概要

(1) 募集期間

令和5年（2023年）12月21日（木）から令和6年（2024年）1月26日（金）まで

(2) 資料配布場所

札幌市役所本庁舎（13階区政課、2階市政刊行物コーナー）、各区役所総務企画課
広聴係、各まちづくりセンター、札幌市公式ホームページ

(3) 周知方法

広報さっぽろ1月号、札幌市公式ホームページへの掲載

(4) 意見提出方法

送付、FAX、持参、電子メール、札幌市公式ホームページ上のご意見入力フォーム

2 意見募集結果

(1) 提出者数

2人、1団体

(2) 意見数

10件

(3) 提出方法別内訳

提出方法	送付	FAX	持参	電子メール	ホームページ	合計
個人	0	1	0	0	1	2
団体	0	0	0	0	1	1

(4) 項目別内訳

項目	件数
第1章 計画の策定にあたって	0
第2章 再犯を取り巻く状況と課題	0
第3章 計画の目的・基本方針・成果指標	1
第4章 取組の内容	9
第5章 計画の推進体制	0
合計	10

3 ご意見に基づく当初案からの変更点

なし

4 ご意見の概要と市の考え方（ご意見は趣旨を損なわない程度に要約しています。）

(1) 第3章 計画の目的・基本方針・成果指標

ご意見の概要	札幌市の考え方
犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと「思う」又は「どちらかといえば思う」人の割合を、①「社会を明るくする運動」に関する広報・啓発、②犯罪統計情報の配信、③再犯防止推進に関する広報・啓発の実施、④ホームページを活用した再犯防止支援策に関する情報発信、⑤札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰の実施－の5つの取組により、計画最終年度（令和10年度）に50%以上に上げることを目標に設定しているが、どのようにして数値改善を図っていく計画なのか分からない。より実効性のある取組を計画に盛り込んだ方が良い。	再犯防止の取組は、これまでも国や関係団体がそれぞれ取り組んできたところですが、今まで以上に市民の理解を促進するためには、札幌市・刑事司法関係機関・更生保護関係団体が協力し、より多くの方に情報が届くよう、様々な機会を捉えて周知を行うなど、地道な広報啓発活動が必要と考えています。 札幌市では、本計画の策定を機に、関係機関や団体等で構成されるネットワーク会議を設置し、情報共有や意見交換等を通じて、より効果的な手法の検討及び見直しを随時行いながら、目標達成に向けて連携して取り組んでいきたいと考えています。

(2) 第4章 取組の内容

ご意見の概要	札幌市の考え方
<p>協力雇用主制度をより多くの企業に知ってもらい、登録企業を増やす必要がある。また、協力雇用主に登録しているが、実際に雇用している協力雇用主が少ないのは問題であり、雇用のリスクが高いのが一つの原因と考える。この解決策として、雇用時に刑務所や更生施設、社会福祉団体などとパートナーシップを構築し、対象者のバックグラウンドや更生プログラムの情報を正確に把握することにより、適切な人材の選抜やトレーニングプログラムの実施ができるようになる。</p> <p>また、刑務所出所者が安定して働くためには、企業内での意識改革や多様性を尊重する価値観を醸成する取組を積極的に行うなどのサポート体制が必要であり、専任のキャリアカウンセラーやアドバイザーの配置、他の従業員に対しても理解を促進するための教育プログラムを提供することなどが方法として考えられる。加えて、企業側が雇用前に、職業訓練プログラムなどを提供し、必要なスキルを習得させることによって、刑務所出所者は安定した職を得ることができるのではないか。これらの取組により、再犯者率を下げるだけでなく、社会的な再統合にも期待できる。</p>	<p>国では、矯正就労支援情報センター（通称「コレワーク」）を設置し、受刑者等の資格や職歴、出所後に帰る場所などの情報を一括管理のうえ、事業者の雇用ニーズに適合する者を収容する矯正施設を紹介する取組を行うとともに、雇用後は保護観察所、ハローワーク、法務少年支援センター等における継続的な相談体制を整えております。</p> <p>また、刑務所出所者等を雇用する事業主の不安や負担を軽減するための取組として、刑務所出所者等が雇用主に業務上の損害を与えた場合等に見舞金が支払われる身元保証制度や、刑務所出所者等を雇用する協力雇用主に対して奨励金を支給する刑務所出所者等就労奨励金制度、刑務所出所者等に実際の職場環境や業務を体験させた場合に講習委託費を支給する職場体験講習などを実施しています。</p> <p>札幌市においても、犯罪をした人等の安定かつ継続的な就労に向け、これらの国の取組について事業者への制度周知を行ってまいります。</p>

ご意見の概要	札幌市の考え方
<p>就職に向けた支援を行うのであれば、札幌市が保護観察終了後に無職の人を直接雇用すれば良いのではないかと。自ら範を示さねば、他者の理解、協力は得られないと思う。</p>	<p>刑務所出所者等が安定した職を得て、職場に定着するためには、本人の意向や適性に応じたきめ細やかな支援が必要であることから、国の総合的就労支援対策や関係団体との連携を図ってまいりたいと考えております。</p>
<p>高齢者や子どもとの交流などを通じて不信感を緩和するとともに、出所後に福祉関係の仕事に就いてもらえれば、人材確保にもつながると考える。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>出所後の高齢者に対し、協力雇用主と連携して行政が仕事を紹介してみてもどうか。働いて誰かと交流したり目的があることにより、再入所や認知症予防にも有効だと考える。</p>	
<p>犯罪をした人等に対する法定雇用率制度の導入を提案する。法定雇用率を達成していない企業からは違反金を徴収し、更生保護プログラムなどにそれを充てることで、プログラムを行える刑務所を増やすのも一案として考えられる。企業側のメリットとして、犯罪をした人等を雇用する企業への支援も必要と考える。</p>	
<p>障がいのある人が罪を犯した障がいのある人を支えるシステムを作り、障がいのない人と関わるコミュニティがあるべきだと思う。</p>	<p>犯罪をした人等の中には、病気や障がいなど様々な困難を抱えている場合があり、個々の抱える困難に応じた適切な支援を行うことが再犯防止という観点からも重要となります。</p> <p>札幌市では、障がいのある人が地域で生活し、社会参加していくために必要なサービスの調整や関係機関との連携など、それぞれの特性に応じた支援を行ってまいります。</p>

ご意見の概要	札幌市の考え方
<p>受刑者には、社会復帰や就職に役立つ教育、精神面をケアするセミナーなども開催した方が良い。</p>	<p>国では、矯正施設在所者に対し、ハローワークと矯正施設が連携して、本人の希望や適性等に応じて職業相談、事業主との採用面接及び職業講話等を実施するなどの支援を行っています。また、矯正施設出所後の障害福祉サービス等が円滑に利用されるように、市町村と連携し、障害支援区分の認定を行う取組などを実施しております。</p> <p>札幌市においても、保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続が円滑に進むよう、矯正施設等と連携を図ってまいります。</p>
<p>犯罪の未然防止には教育が最も重要であるが、刑務所出所者の中には義務教育を受けられなかった人もいることから、そうした義務教育を受けられなかった人が通える星友館中学校などの義務教育を受け直す機会を市としてもっと作るべきと考える。また、スクールカウンセラーを活用するシステムは良いと思う。人格形成期に良い影響を与えることにより、犯罪発生率の低下につながるのではないか。</p>	<p>札幌市では、非行が修学からの離脱を助長し、復学を妨げる要因となっているとの指摘があることを踏まえ、学校をはじめとした関係機関及び団体による児童生徒の行動や状況に応じた取組のほか、学び直し支援の取組についても進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>罪を犯した人が再犯をしてしまうのは、無職であったり、住居がないことによる社会への不信感が原因と考えられるため、保護司を増やすことが有効であると考えます。</p>	<p>近年、保護司は減少傾向にあり、必要な体制等の確保が困難となっています。こうした課題を踏まえ、国では、保護司の担い手確保についての取組を進めており、札幌市においても、関係機関や団体等が実施する各種イベントでの広報啓発活動や市職員向けの研修での周知などの取組を行ってまいります。</p>